

# 多摩支部FAX通信

令和6年1月9日

(一社)東京都トラック協会多摩支部 NO. 373

## 【年度後半分・追加申請受付開始】

### 東京都運輸事業者向け 燃料費高騰緊急対策事業支援金について

**重要：昨年、既に申請済の事業者におかれましても、  
追加（継続）での申請が可能です！（申請漏れにご注意ください！）**

多摩支部会員の皆様におかれましては、現下の燃料や物価の高騰で大変苦慮されていることかと存じます。この現在の情勢を鑑み、この度東京都が、運送事業者に向けた**追加の緊急支援金**を実施することとなりました。

種別	交付額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック】	1台当たり <b>23,000 円</b>
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック】	1台当たり <b>8,000 円</b>

#### <対象事業者>

- 基本的に前期と変更ございません。

#### <対象車両>

- 基本的に前期と変更ございませんが、年度後半分交付申請（継続）に係る車両のうち、年度前半分交付申請時に申請していない車両にあっては、令和5年10月1日までに登録、検査済みであり、車検証に記載された有効期間の満了する日が同日以降であること。

#### 1 申請方法：専用サイト（1月19日開設予定）より電子申請又は郵送

- 詳細及び様式については、「東京都都市整備局」のHP右上部の検索ボックスにて、「燃料費高騰」とご検索の上、該当記事である「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」のページをクリックして下さい。
- 今回の申請が新規となる事業者におかれましては、郵送のみの申請となるとのことです。

#### 2 申請期間：令和6年1月9日（火）～令和6年2月19日（月）

**※ 申請期間が大変短く設定されております。申請漏れにご注意ください。**

令和6年1月9日（火）	→	郵送による受付
令和6年1月19日（金）	→	原則、電子申請（郵送も可）

《この件に関するお問い合わせ先》

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金コールセンター

03-4330-0701（午前9時から午後6時まで）